

【前期 第十一問】変更版

主犯 Y は、宝石商 A に対して、宝石等を多量に購入するなど言葉巧みに働きかけて、数回にわたり、宝石類や毛皮・高級腕時計等の引渡しを受けて預かり保管していた。しかし、もはや A に、これ以上宝石等を持参させることは困難であると判断し、A を拳銃で殺害し、預かり保管中の宝石等の返還を免れようと企てた。当初 Y は、殺害場所として被告人 X の経営する会社の事務所ビルの地下室を予定していたが、その後自動車内で殺害することに計画を変更し、A を商取引名下に誘い出して A 所有の普通乗用車に同乗させ、Y の仲間 Z が運転し出発した。そして Y は、人通りのまばらな道中にさしかかったところで、走行中の同乗車内で A の頭部等を狙って拳銃を複数回にわたって発射して殺害し、保管中の宝石等の返還を免れた。さらに Y らは、付近の山林内に死体を埋没・遺棄し、A の携帯していた現金約 40 万円を抜き取った。

被告人 X は、殺害場所として当初地下室が予定されていた段階において、拳銃の音が外部に漏れないように地下室の入口の戸の周辺の隙間をガムテープで目張りし、換気口を毛布でふさぐ等の行為をしていた。また、計画を変更した Y から暗に同行を求められると、Y らと行動を共にすることにより、計画の実行を何らかの形で手助けし、その計画の実現を容易にすることになるのではないかと認識しながら、Y・Z の仲間の運転する軽自動車に乗り込み、Y の同乗する自動車に追従して A の殺害現場に至った。

X の罪責について論ぜよ。

参考裁判例：東京高裁平成 2 年 2 月 21 日判決